

大町市地域防災計画

令和 7 年 2 月

大町市防災会議

改正履歴

改正 : 平成 25 年 4 月 23 日
平成 26 年 5 月 12 日
平成 27 年 5 月 28 日
平成 28 年 7 月 25 日
令和 元年 5 月 24 日
令和 6 年 2 月 2 日
令和 7 年 2 月 7 日

〈 目 次 〉

【 総則編 】

第 1 章	計画作成の趣旨	1
第 2 章	防災の基本理念及び施策の概要	2
第 3 章	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	6
第 4 章	大町市の概況	12
第 5 章	過去に発生した災害の特性	17

【 震災対策編 】

第 1 章	災害予防計画	
第 1 節	被害想定	1
第 2 節	地震に強いまちづくり	8
第 3 節	情報の収集・連絡体制	11
第 4 節	活動体制	13
第 5 節	広域相互応援	16
第 6 節	救助・救急・医療	20
第 7 節	消防・水防活動	23
第 8 節	要配慮者支援	27
第 9 節	緊急輸送	36
第 10 節	障害物の処理	39
第 11 節	避難の受入活動	40
第 12 節	孤立防止対策	49
第 13 節	食料品等の備蓄・調達	52
第 14 節	給水	54
第 15 節	生活必需品の備蓄・調達	56
第 16 節	危険物施設等	58
第 17 節	電気施設	62
第 18 節	都市ガス施設	63
第 19 節	上水道施設	64
第 20 節	下水道施設	65
第 21 節	通信・放送施設	67
第 22 節	鉄道施設	71
第 23 節	災害広報活動	72
第 24 節	土砂災害等	74
第 25 節	都市防災	78
第 26 節	建築物	80
第 27 節	道路及び橋梁	82
第 28 節	河川施設等	84
第 29 節	ため池	85
第 30 節	農林水産物等	86
第 31 節	積雪期の地震	88

第32節	二次災害の予防	92
第33節	防災知識の普及	94
第34節	防災訓練	99
第35節	災害復旧・復興への備え	102
第36節	自主防災組織等の育成	104
第37節	企業防災	106
第38節	ボランティア活動の環境整備	107
第39節	災害対策基金等積立及び運用	109
第40節	災害対策に関する調査研究及び観測	110
第41節	観光地	111
第42節	市民及び事業者による地区内の防災活動の推進	112

第2章 災害応急対策計画

第1節	災害情報の収集・連絡活動	1
第2節	非常参集職員の活動	12
第3節	広域相互応援活動	23
第4節	ヘリコプターの運用	28
第5節	自衛隊の災害派遣	32
第6節	救助・救急・医療活動	35
第7節	消防・水防活動	38
第8節	要配慮者に対する応急活動	41
第9節	緊急輸送活動	44
第10節	障害物の処理活動	47
第11節	避難受入及び情報提供活動	49
第12節	孤立地域対策活動	61
第13節	食料品等の調達供給活動	64
第14節	飲料水の調達供給活動	66
第15節	生活必需品の調達供給活動	68
第16節	保健衛生、感染症予防活動	69
第17節	行方不明者の捜索及び対応等の活動	71
第18節	廃棄物の処理活動	72
第19節	社会秩序の維持、物価安定に関する活動	74
第20節	危険物施設等応急活動	75
第21節	電気施設応急活動	80
第22節	都市ガス施設応急活動	82
第23節	上水道施設応急活動	83
第24節	下水道施設応急活動	84
第25節	通信・放送施設応急活動	86
第26節	鉄道施設応急活動	88
第27節	災害広報活動	89
第28節	土砂災害等応急活動	91
第29節	建築物災害応急活動	93
第30節	道路及び橋梁応急活動	95
第31節	河川施設等応急活動	97
第32節	ため池災害応急活動	99

第33節 農林水産物等災害応急活動	100
第34節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動	102
第35節 文教活動	105
第36節 飼養動物の保護対策	108
第37節 ボランティアの受入れ体制	109
第38節 義援物資及び義援金の受入れ等	111
第39節 災害救助法の適用	114
第40節 観光地	116

第3章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定	1
第2節 迅速な原状復旧の進め方	2
第3節 計画的な復興	5
第4節 資金計画	8
第5節 被災者等の生活再建等の支援	9
第6節 被災中小企業等の復興	14
第7節 被災した観光地の復興	15

第4章 東海地震に関する事前対策活動

第1節 総則	1
第2節 東海地震等に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制	2
第3節 情報の収集伝達	3
第4節 広報	5
第5節 避難活動等	6
第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保	9
第7節 医療救護及び保健衛生活動	10
第8節 児童生徒等の保護活動計画	11
第9節 消防・救急救助対策等	12
第10節 売り惜しみ・買い占め等の防止	13
第11節 交通対策	14
第12節 緊急輸送	15
第13節 南海トラフ地震に関する情報（臨時）	16

【風水害対策編】

第1章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり	1
第2節 災害発生直前対策	6
第3節 情報の収集・連絡体制	(震災対策編準用) 8
第4節 活動体制	(震災対策編準用) 8
第5節 広域相互応援	(震災対策編準用) 8
第6節 救助・救急・医療	(震災対策編準用) 8
第7節 消防・水防活動	(震災対策編準用) 8
第8節 要配慮者支援	(震災対策編準用) 8
第9節 緊急輸送	(震災対策編準用) 8

第10節	障害物の処理	(震災対策編準用)	・	8
第11節	避難の受入活動	(震災対策編準用)	・	8
第12節	孤立防止対策	(震災対策編準用)	・	8
第13節	食料品等の備蓄・調達	(震災対策編準用)	・	8
第14節	給水	(震災対策編準用)	・	8
第15節	生活必需品の備蓄・調達	(震災対策編準用)	・	8
第16節	危険物施設等	(震災対策編準用)	・	8
第17節	電気施設	(震災対策編準用)	・	9
第18節	都市ガス施設	(震災対策編準用)	・	9
第19節	上水道施設	(震災対策編準用)	・	9
第20節	下水道施設	(震災対策編準用)	・	9
第21節	通信・放送施設	(震災対策編準用)	・	9
第22節	鉄道施設	(震災対策編準用)	・	9
第23節	災害広報活動	(震災対策編準用)	・	9
第24節	土砂災害等	(震災対策編準用)	・	9
第25節	都市防災	(震災対策編準用)	・	9
第26節	建築物		・	10
第27節	道路及び橋梁		・	12
第28節	河川施設等		・	14
第29節	ため池	(震災対策編準用)	・	16
第30節	農林水産物等		・	17
第31節	二次災害の予防	(震災対策編準用)	・	18
第32節	防災知識の普及	(震災対策編準用)	・	18
第33節	防災訓練	(震災対策編準用)	・	18
第34節	災害復旧・復興への備え	(震災対策編準用)	・	18
第35節	自主防災組織等の育成	(震災対策編準用)	・	18
第36節	ボランティア活動の環境整備	(震災対策編準用)	・	18
第37節	災害対策基金等積立及び運用	(震災対策編準用)	・	18
第38節	災害対策に関する調査研究及び観測	(震災対策編準用)	・	18
第39節	観光地	(震災対策編準用)	・	18
第40節	市民及び事業者による地区内の防災活動の推進		・	18

第2章 災害応急対策計画

第1節	災害直前活動		・	1
第2節	災害情報の収集・連絡活動	(震災対策編準用)	・	15
第3節	非常参集職員の活動	(震災対策編準用)	・	15
第4節	広域相互応援活動	(震災対策編準用)	・	15
第5節	ヘリコプターの運用	(震災対策編準用)	・	15
第6節	自衛隊の災害派遣	(震災対策編準用)	・	15
第7節	救助・救急・医療活動	(震災対策編準用)	・	15
第8節	消防・水防活動	(震災対策編準用)	・	15
第9節	要配慮者に対する応急活動	(震災対策編準用)	・	15
第10節	緊急輸送活動	(震災対策編準用)	・	15
第11節	障害物の処理活動	(震災対策編準用)	・	15
第12節	避難受入及び情報提供活動	(震災対策編準用)	・	15

第13節	孤立地域対策活動	(震災対策編準用)	・	15
第14節	食料品等の調達供給活動	(震災対策編準用)	・	15
第15節	飲料水の調達供給活動	(震災対策編準用)	・	15
第16節	生活必需品の調達供給活動	(震災対策編準用)	・	16
第17節	保健衛生、感染症予防活動	(震災対策編準用)	・	16
第18節	行方不明者の捜索及び処置等の活動	(震災対策編準用)	・	16
第19節	廃棄物の処理活動	(震災対策編準用)	・	16
第20節	社会秩序の維持、物価安定に関する活動	(震災対策編準用)	・	16
第21節	危険物施設等応急活動	(震災対策編準用)	・	16
第22節	電気施設応急活動	(震災対策編準用)	・	16
第23節	都市ガス施設応急活動	(震災対策編準用)	・	16
第24節	上水道施設応急活動	(震災対策編準用)	・	16
第25節	下水道施設応急活動	(震災対策編準用)	・	16
第26節	通信・放送施設応急活動	(震災対策編準用)	・	16
第27節	鉄道施設応急活動	(震災対策編準用)	・	16
第28節	災害広報活動	(震災対策編準用)	・	16
第29節	土砂災害等応急活動	(震災対策編準用)	・	16
第30節	建築物災害応急活動	(震災対策編準用)	・	17
第31節	道路及び橋梁応急活動	(震災対策編準用)	・	17
第32節	河川施設等応急活動	(震災対策編準用)	・	17
第33節	ため池災害応急活動	(震災対策編準用)	・	17
第34節	農林水産物等災害応急活動	(震災対策編準用)	・	17
第35節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	(震災対策編準用)	・	17
第36節	文教活動	(震災対策編準用)	・	17
第37節	飼養動物の保護対策	(震災対策編準用)	・	17
第38節	ボランティアの受入れ体制	(震災対策編準用)	・	17
第39節	支援物資及び支援金の受入れ等	(震災対策編準用)	・	17
第40節	災害救助法の適用	(震災対策編準用)	・	17
第41節	観光地	(震災対策編準用)	・	17

第3章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	(震災対策編準用)	・	1
第2節	迅速な原状復旧の進め方	(震災対策編準用)	・	1
第3節	計画的な復興	(震災対策編準用)	・	1
第4節	資金計画	(震災対策編準用)	・	1
第5節	被災者等の生活再建等の支援	(震災対策編準用)	・	1
第6節	被災中小企業等の復興	(震災対策編準用)	・	1
第7節	被災した観光地の復興	(震災対策編準用)	・	1

【 火山災害対策編 】

第1節	火山災害に強いまちづくり	・	・	・	・	・	1
第2節	災害発生直前対策	・	・	・	・	・	3
第3節	情報の収集・連絡体制	・	・	・	・	・	4

第 4 節 活動体制	6
第 5 節 避難対策	9
第 6 節 安全確保対策	10
第 7 節 被災者の生活支援対策	12
第 8 節 観光地	13

【 雪害対策編 】

第1章 災害予防計画

第 1 節 雪害に強い地域づくり	1
第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	6
第 3 節 観測・予測体制の充実	8

第2章 災害応急対策計画

第 1 節 災害直前活動	9
第 2 節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動	11
第 3 節 避難受入活動にあたっての雪害災害等に対する措置	14

【 航空災害対策編 】

第1章 災害予防計画

第 1 節 情報の収集・連絡体制の整備	1
第 2 節 災害応急体制の整備	2

第2章 災害応急対策計画

第 1 節 情報の収集・連絡・通信の確保	3
第 2 節 活動体制の確立	4
第 3 節 捜索、救助・救急及び消火活動	5
第 4 節 関係者等への情報伝達活動	7

【 道路災害対策編 】

第1章 災害予防計画

第 1 節 道路交通の安全のための情報の充実	1
第 2 節 道路、橋梁等の整備	2
第 3 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	3

第2章 災害応急対策計画

第 1 節 発生直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保	4
第 2 節 救急・救助・消火活動	5
第 3 節 災害応急対策の実施	6
第 4 節 関係者への情報伝達活動	7

第 5 節 道路、橋梁等の応急復旧活動	··· ··· ··· ··· ···	8
---------------------	---------------------	---

【 鉄道災害対策編 】

第 1 章 災害予防計画		
第 1 節 鉄道交通の安全のための情報の充実	··· ··· ··· ··· ···	1
第 2 節 鉄道施設・設備の整備・充実等	··· ··· ··· ···	2
第 3 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	··· ··· ··· ···	4
第 2 章 災害応急対策計画		
第 1 節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	··· ··· ··· ··· ···	6
第 2 節 活動体制及び応援体制	··· ··· ··· ···	7
第 3 節 救助・救急・消火活動	··· ··· ··· ···	8
第 4 節 緊急交通路及び代替交通手段の確保	··· ··· ··· ···	9
第 5 節 関係者等への情報伝達活動	··· ··· ··· ···	10

【 危険物等災害対策編 】

第 1 章 災害予防計画		
第 1 節 危険物等関係施設の安全性の確保	··· ··· ··· ··· ···	1
第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	··· ··· ··· ···	2
第 2 章 災害応急対策計画		
第 1 節 事故発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	··· ··· ··· ··· ···	3
第 2 節 災害の拡大防止活動	··· ··· ··· ···	4
第 3 節 危険物等の大量流出に対する応急対策	··· ··· ··· ···	6

【 大規模な火事災害対策編 】

第 1 章 災害予防計画		
第 1 節 災害に強いまちづくり	··· ··· ··· ··· ···	1
第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	··· ···	3
第 2 章 災害応急対策計画		
第 1 節 消火活動	··· ··· ··· ··· ···	6
第 2 節 避難誘導活動	··· ··· ··· ···	8
第 3 章 災害復旧・復興計画		
第 1 節 計画的復旧・復興の進め方	··· ··· ··· ··· ···	9

【 林野火災対策編 】

第1章 災害予防計画	
第1節 林野火災に強い地域づくり	1
第2節 林野火災防止のための情報の充実	3
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	4
第2章 災害応急対策計画	
第1節 林野火災の警戒活動	6
第2節 発生直後の情報の収集・連絡体制	7
第3節 活動体制の確立	8
第4節 消火活動	9
第5節 二次災害の防止活動	10
第3章 災害復旧計画	11

【 原子力災害対策編 】

第1章 総則	
第1節 計画作成の趣旨	1
第2節 防災の基本方針	2
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	2
第2章 災害に対する備え	3
第3章 災害応急対策	
第1節 基本方針	4
第2節 情報の収集・連絡活動	4
第3節 活動体制	4
第4節 モニタリング等	5
第5節 健康被害防止対策	5
第6節 市民等への的確な情報伝達	5
第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動	6
第8節 緊急輸送活動	7
第9節 飲食物の摂取制限等	8
第10節 県外からの避難者の受入れ活動	8
第4章 災害からの復旧・復興	10
第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応	11

第1章 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼす恐れのある大規模な風水害、地震災害等に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び大町市防災会議条例（昭和39年大町市条例第15号）第2条の規定に基づき、大町市防災会議が作成する計画であって、過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、市、県、公共機関、事業者及び市民等が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない市民の生命、身体及び財産を災害等から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、本市における大規模な風水害、地震災害、その他の災害等に対処すべき予防計画、応急対策計画及び復旧計画について基本的な事項を定める。

3 他の計画との関係

この計画は、長野県地域防災計画に抵触するものであつてはならず、この計画に定めのない事項については県の地域防災計画を準用する。

4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各部課及び所はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加える。

第2章 防災の基本理念及び施策の概要

本市は、長野県の北西部に位置し、糸魚川－静岡構造線断層帯（フォッサマグナの西辺）に沿って形成された不安定な地溝帯の中に形成された内陸盆地で、第四紀更新世中期から後期にかけて進行した、北アルプス山岳地域やフォッサマグナ地域の急速な山地形成過程で生産された大量の粗粒碎屑物で埋積されている。

市街地の大部分は、西方の北アルプス山地を源流として、そこを侵食・流下する高瀬川、竈川、鹿島川、乳川等の河川によって形成された扇状地で、市の中央部では密集した市街地が形成され、特に商店街等では間口が狭く細長い建物が軒を並べ、近年の市街地空洞化に伴い老朽化した空き家も増えてきた。また、市の東側はぜい弱な地質からなる急しゅんな山地であり、地すべり、斜面崩壊、土石流等の広範囲な土砂災害の危険がある中に集落が点在している。なお、犀川は当地域を含む松本平の河川の水が全て流入している。一方で、四季を通じて観光客の入り込みも多く、また、国際化社会、高齢化社会にあって、高齢者、外国籍市民、外国人旅行者が増加し、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦等を含めた災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）への対応が求められている。

こうした自然的、社会的条件等の変化を考慮し、各種の災害発生に対する防災対策を講ずる必要がある。

- 1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとる。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視するとともに、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の経済的被害をできるだけ抑止し、社会経済活動への影響を最小限に留めるよう災害に備えた対策の充実を図る。

（1）周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

（ア）災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策を推進する。

（イ）最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

（ウ）市民一人一人が防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるよう、市民の自助能力の向上を後押しする必要がある。また、市民等の協働による組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

（エ）企業・組織の事業継続や供給網の管理、保険制度や相互支援の取組等を通じて、災害リスクにしたたかな市場の構築を推進する。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

（ア）災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路整備等の地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や、住宅等の構築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能確保策を講じる。

- (イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等の安全対策の充実を図る。
- (ウ) 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練等を実施するとともに、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、災害時における事業継続体制の構築等による企業防災の促進、災害教訓の伝承による市民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要。
- (エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積や、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化するとともに、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
- (オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備及び充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
- (カ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I ・ I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S の活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
- (キ) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためにには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
- ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。
- (ア) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、災害応急対策に必要な人材の配置及び、物資等を適切に配分する。
- (イ) 被災者の年齢、性別、障がいの有無といった事情から生じる多様なニーズに柔軟、適切かつ機敏に対応するとともに、要配慮者に対して配慮する。
- イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全を確保するよう十分配慮する。
- (ア) 災害が発生する恐れがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- (イ) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
- (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、及び消火活動を行う。

- (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動を支え、また、被災者に緊急物資を供給するための交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- (オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- (カ) 被災者等への的確かつ分かり易い情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により市民等からの問い合わせに対応する。
- (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、ニーズに応じて供給する。
- (ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行う。また、仮設トイレの設置等による保健衛生活動、防疫活動を行うとともに、迅速な遺体対策を行う。
- (ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難所の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施とともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導を行う。
- (サ) 二次災害を防止するための危険箇所の応急工事、災害拡大防止の消火・水防等の災害防止活動、被災者の生活確保のため、ライフライン等の施設・設備、通信施設の応急復旧を行う。なお、二次災害の危険性を見極め必要に応じ住民の避難、応急対策を実施する。
- (シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受入れる。
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧、復興
- ア 災害復旧・復興段階に基本理念は以下のとおりである。
- (ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行い、被災地の復興を図る。
- イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
- (ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- (イ) 物資、資材の調達計画等を活用し、適正かつ迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (ウ) 災害により生じた廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。
- (エ) 再度災害の防止により、快適な都市環境を目指した防災まちづくりを実施する。
- (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
- (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興を支援する。
- ウ 市、県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関の間、市民等の間、市民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講じる。

2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に次の事項を基本とし、必要な措置を講じる。

- (1) 要配慮者や女性を含めた多くの市民の地域防災活動への参画
 - (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立
 - (3) 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者等の参画拡大による、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立
- 3 市民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害発生を念頭に置いた防災対策を平常時から講ずる。
- 4 どこでも起こりうる災害の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が連携して、日常的に減災に資する活動と所要の態勢整備を継続的に進める運動を展開するものとする。
また、推進に当たっては、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携強化を図る。

第3章 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 大町市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、災害等から市民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 北アルプス広域消防本部

北アルプス広域消防本部は、自らその権限に属する防災活動を実施するとともに、北アルプス広域消防計画の定めるところにより必要な防災活動を実施する。

3 長野県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方行政機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害等から市の地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 大町市

- (1) 市防災会議、警戒本部及び災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (5) 情報等に関する伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (6) 通信施設の確保及び整備に関すること。
- (7) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (8) 災害時における清掃、防疫その他保健衛生に関すること。
- (9) 災害時における文教及び交通対策に関すること。
- (10) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (11) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。
- (12) 救助物資及び災害対策用資機（器）材の備蓄・調達に関すること。
- (13) 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関すること。
- (14) その他災害対策に関すること。
- (15) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

2 北アルプス広域消防本部

- (1) 消防力の整備に関すること。
- (2) 防災のための調査に関すること。
- (3) 防災のための教育訓練に関すること。
- (4) 災害の予防、警戒及び防御に関すること。
- (5) 災害時の避難、救助及び救急・救護に関すること。
- (6) その他災害対策に関すること。

3 長野県

- (1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (7) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (8) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (9) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。
- (10) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。
- (11) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。

4 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 (長野財務事務所)	<p>ア 地方公共団体に対する資金の融資のあっせんに関すること。</p> <p>イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。</p>
関東農政局 (長野県拠点)	<p>ア 災害予防対策</p> <p>(ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。</p> <p>(イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。</p> <p>イ 応急対策</p> <p>(ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。</p> <p>(イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。</p> <p>(ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。</p> <p>(エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。</p> <p>(オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。</p> <p>ウ 復旧対策</p> <p>(ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊</p>

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	急査定の実施に関すること。 (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
中部森林管理局 (中信森林管理署)	ア 防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。
信越総合通信局	ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ 非常通信に関すること。 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。
東京管区気象台 (長野地方気象台)	ア 気象等の観測及びその成果の収集、発表 イ 気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
長野労働局 (大町労働基準監督署)	ア 工場、事業場における産業災害の防止に関すること。 イ 工場、事業場における自主的防災体制の確立及び避難、救助等の教育訓練に関すること。 ウ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。
北陸地方整備局 松本砂防事務所 (高瀬川出張所)	土砂災害防止法に基づく緊急調査に関すること。
北陸地方整備局 大町ダム管理所	国土交通省管理河川の災害対策に関すること。
関東地方整備局 長野国道事務所 (松本国道出張所、 信州新町出張所)	ア 災害予防 (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (エ) 所管施設の緊急点検の実施

5 大町警察署

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
大町警察署	災害時の治安、交通、通信等警察業務に関すること。

6 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	ア 災害時における人命又は財産の保護のための応急救

(第13普通科連隊)	護活動に関すること。 イ 災害時における応急復旧活動に関すること。
------------	--------------------------------------

7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便㈱ (信越支社)	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
東日本旅客鉄道㈱長野支社 (信濃大町駅)	ア 鉄道施設の防災に関すること。 イ 災害時における避難者の輸送に関すること。
日本貨物鉄道㈱ (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
東日本電信電話㈱長野支店 ㈱N T T ドコモ K D D I ㈱ ソフトバンク ㈱ 楽天モバイル ㈱	ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。
日本銀行 (松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ 損傷通貨の引換えに関すること。
日本赤十字社長野県支部 (大町市地区)	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金の募集配分に関すること。
日本放送協会長野放送局 (松本支局)	天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
日本通運㈱ (大町支店)	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
中部電力パワーグリッド㈱ 安曇野営業所 (大町サービスステーション) 東京電力リニューアブルパワー株式会社高瀬川事業所	ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。 ウ ダムの操作等防災に関すること。

8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	ア ため池、ダム又は水門の防災に関すること。 イ 排水機場の改良及び復旧に関すること。
大町ガス ㈱	ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。
アルピコ交通 ㈱大町営業所 ㈱関電アメニックス北アルプス交通	災害時における旅客自動車による避難者等の輸送の協力に関すること。
(公社)長野県トラック協会 (中信地区輸送協議会)	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。

放送事業者 信越放送㈱ ㈱長野放送 ㈱テレビ信州 長野朝日放送㈱ 長野エフエム放送㈱ ㈱Goolight	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(一社) 長野県L P ガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(一社) 長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対業務の協力に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社) 大北医師会 (一社) 大北歯科医師会 (公社) 長野県看護協会	災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
大北薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。
北アルプス森林組合	ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
漁業協同組合	ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。
商工会、商工会議所等商工業関係団体	ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。 ウ 災害時における物価安定の協力に関すること。 エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
女性団体	市が行う災害応急対策の協力に関すること。

大町市社会福祉協議会	災害時のボランティアの受入れに関すること。
事業所及び防災活動団体	ア 災害に強いまちづくりのため、市が実施する防災活動 に対して、各種団体の業務に応じた協力に関すること。 イ 災害発生時には、従業員、来訪者等の安全確保に努め るとともに、地域住民の安全確保に関すること。

第4章 大町市の概況

第1 自然的条件

1 位置等

本市は、長野県の北西部に位置し、北アルプスの山々を背景に総面積565.15km²であり、その約87%が森林地域となっている。北は白馬村、小川村、東は長野市、生坂村、南は池田町、松川村と隣接している。また、標高3,180mの槍ヶ岳の山頂を境に松本市、安曇野市と接し、市の西側にある北アルプスを境に岐阜県、富山県とも接している。

2 地勢

本市は、東西両山地と、その間に挟まれる帶状の中央低地(安曇平)で構成されている。西側には3,000m級のしゅん険な北アルプスが連なり、槍ヶ岳北面を源流とする高瀬川が、竜川、鹿島川、農具川等多くの河川を支流として市街地を流れている。また、東には松本平一帯の河川が流れ込む犀川が流れている。

中央低地は、高瀬川やその支流、あるいは乳川等によって形成された複合扇状地で、北には仁科三湖と呼ばれる青木湖、中綱湖、木崎湖があり、東には鷹狩山を中心とする1,000～1,100m程の中山山地が連なり、その中央部にはV字谷を形成して金熊川が北から南へと流れ、複雑に入り組んだ地形をなしており、標高700mから900mの比較的なだらかな丘陵地に集落が点在する。

3 地質

本市は、市街地が広がる中央部の平坦地、その北方延長部(仁科三湖域)を挟んで、西方の北アルプス山地、東方のフォッサマグナ山地とで地質学的な特徴が大きく異なっている。また、市域は糸魚川-静岡構造線に沿って形成された不安定な地溝帯の中に入り、構造線に沿って何回も繰り返された垂直的断層活動によって形成されたといわれている。

(1) 西部山地

北アルプス山地は、地帯構造上は西南日本内帯に属し、北から飛騨帶、飛騨外縁帶、美濃帶等に区分されており、古生代やそれ以前の古い時代の各種火成岩、変成岩、堆積岩、中生代の堆積岩等の古期岩類、新生代以降の新期の火成岩、堆積岩等で構成されている。

古期岩類は、飛騨外縁帶や美濃帶に属する変成岩類や堆積岩類が高瀬川上流部や、山地東縁の仏崎、城山周辺に小分布している。また、中生代を代表する手取層に対比される堆積岩類が高瀬川上流部や仁科三湖西側の仁科山地に分布し、これら堆積岩類に貫入する新期の花こう岩類や火山岩類が広範囲に分布し、最も広い分布面積を占めているのは有明花こう岩である。

この花こう岩は、粗粒で、カリ長石がやや赤色を帯びる黒雲母花こう岩である。槍ヶ岳から西鎌尾根を経て三俣蓮華岳、野口五郎岳、北葛岳へ至る稜線沿いやその東側斜面は全て本花こう岩である。また、槍ヶ岳から東鎌尾根を経て大天井岳、燕岳、東沢岳、唐沢山へ至る稜線やその東西両斜面も全て本花こう岩からなる。針ノ木岳から蓮華岳を経て爺ヶ岳へかけての山域には爺ヶ岳火山岩類が分布している。また、爺ヶ岳の前山的な位置にある白沢天狗山は、流紋岩質の白沢天狗溶結凝灰岩からなる。

(2) 中央部平坦地及び仁科三湖地域

中央部平坦地の主要部分は、高瀬川とその支流である籠川、鹿島川による扇状地地域と、乳川とその支流による扇状地地域で、第四紀以降の山地の隆起とそれに伴う激しい侵食作用がもたらしたものである。鹿島川、籠川、乳川沿いの一部、東山山地の山麓沿いには段丘が発達している。

高瀬川には大規模な電源開発用等のダムが建設されているため、かつてのような大規模な土石流の流出はなくなっているが、その他の河川については、大雨による出水等、防災上注意すべきところが残されている。

この平坦地のほぼ中央部地下には、フォッサマグナ西縁断層の糸魚川一静岡構造線がほぼ南北方向で走るとされるが、その正確な位置は不明である。また、東西両地域の山地が接近する仁科三湖地域の狭長な平坦部は、湖沼や湿地帯に堆積した未固結の堆積層や小規模な扇状地性堆積物が分布している。

(3) 東部山地

東部山地は、地質学的にはいわゆるフォッサマグナに属する地域で、新生代第三紀から第四紀の堆積岩類や火成岩類が複雑な構造をとつて広く分布している。構造的には大峰帶、西頸城帶、水内帶、高井一美ヶ原帶等に帶状区分されているが、本市域には、大峰帶と水内帶に属する堆積岩類や火山岩類が分布している。

大峰帶は、フォッサマグナ西縁の糸魚川一静岡構造線とそれに平行して走る小谷一中山断層とに挟まれた幅数キロメートルの狭長な構造帶で、小谷から明科付近まで長さ約70kmにわたって連続し、大峰帶の地層は固結度の低い礫岩・砂岩、流紋岩質の凝灰岩、溶結凝灰岩等からなっている。仁科三湖東側では権現山を中心とする丸切沢向斜を、それ以南の地域では東側に傾く構造となっている。小谷一中山断層の東側は、フォッサマグナ地域の中では最も構造的な変形が強い水内帶で、水内帶を代表する褶曲構造である日影向斜、高府向斜に参加する礫岩・砂岩・泥岩等が広く分布する。

東部山地、特に小谷一中山断層以東の水内帶地域は、地質的にはぜい弱な泥岩層部分が多く、崩壊による土石流や地すべりを起こしやすい状況を呈している。

(4) 糸魚川一静岡構造線系の活断層

仁科三湖地域の北端部、佐野坂丘陵から木崎湖付近にかけては神城断層が通るとされている。神城断層は、総延長が約20km、活動度B級の活断層とされる。木崎湖から南方では、市街地北東部の三日町、神栄町、閔田、曾根原にかけての東山山麓部に活断層が存在し、松本盆地東縁断層の北方延長部とされている。また、この断層は、神栄町付近から枝分かれして南南西の方向へも伸びているとされる。これまでの活断層発掘調査（トレンチ発掘調査）の結果では、神城断層、松本盆地東縁断層とも、東側山地が西側に向かってのし上がるような動きを繰り返してきたことが明らかにされており、今後も動く可能性のある断層として防災上も注意が必要である。

このほか、大正7年1月1日に「大町地震」が発生し、M5.9と6.1の大きな揺れがあった。死者はなかったものの北安曇地域全体では住宅の全壊6棟、半壊305棟、破損2,547棟の被害があったとされる。ちなみにこのときの震源は松崎、清水大崎の2箇所であり、このときの地震による断層（地震断層）が清水地域に残されている。

4 地盤

本市域内は概してやや良い地盤が連続して分布しているが、高瀬川右岸一帯、更に鹿島川や農具川等の両岸地域の細長いベルト地帯等の河川によって形成された沖積低地や氾濫原は、堆積後の年数が1万年以下と短く、砂層や粘土質等の地質組成が未だ十分固結しておらず、地下水位が比較的高く湿潤しているような所は、建物や構造物の支持力が弱い軟弱地盤である。

5 気候

本市は、海洋から遠く離れた内陸にあり、雨が少ない内陸性気候である。一般に冬寒く、夏涼しい寒冷地の特徴がある。

雨は少なく、夏季と冬季の降水量の差は小さい。夏季の降水量のうちで、熱雷性の降雨が多いのは、山岳地帯である気候的特性によるものである。このように、変化に富んだ地勢の影響を受けるため、市域においても地域差があり、冬季の降雪量は北部と南部では著しい差異が見られる。

6 自然的要因にみる災害の要因

本市の自然災害としては、例年雨によるものが最も多いため、高冷地の特性から冷害、凍霜害等の農業災害も大きく、また、鹿島川及び高瀬川上流における流出土砂による災害の危険が問題とされている。

自然的環境は概して厳しく、それが人為的な諸要因と相関して災害へ発展する要素が常に内在しており、それらのうち特徴的要因として考えられるものは次のとおりである。

(1) 流出土砂の生産源

北アルプスの高瀬川両岸は、地形が複雑急しゅんであり、風化、浸食に弱い地域が広範囲にあり、土砂流出が著しく、土石流、洪水の大きな要因となっている。

(2) 大雨等による土砂流出、地すべり

本市の東部山地は地形が複雑、急しゅんであり地盤が軟弱であるため、風化、浸食に弱く、山林の荒廃とともに崩落、地すべり等の土砂災害の要因となっている。

(3) 高冷地帯

本市は全体的に標高が高く、高冷地帯であるために、農作物等の成育に支障が多い。特に、凍霜害、低温障害等の影響を受けやすい。

(4) 地震の可能性

フォッサマグナ沿いの大裂構造線上にあり、過去の災害例及び昭和43年12月から昭和44年10月まで続いた微小地震等の状況、平成23年6月に政府の地震調査委員会から発表された牛伏寺断層（松本市－塩尻市）で地震の発生確率が高まった可能性があると発表されたことからも、その発生は予断を許さない。

(5) 地形による災害の局地化

本市の複雑な地形は、時として山岳地帯を中心に局地的集中豪雨を発生させ、常に大きな災害の危険性を有している。この典型的な災害としては、昭和44年8月に発生した「8.11集中豪雨災害」、平成7年7月に発生した「7.11集中豪雨災害」や平成18年7月に発生した豪雨災害が挙げられる。

(6) 活火山の活動

日本の屋根といわれる長野県には浅間山、焼岳、御嶽山、乗鞍岳、横岳、アカンダナ山の6火山があり、さらに隣接する県境付近には草津白根山、新潟焼岳、妙高山、弥陀ヶ原の4火山があつて、合わせて10の活火山に囲まれている。

本市の南西部には、岐阜県境の飛騨山脈に生成された活火山の焼岳やアカンダナ山が位置しており、有史以後の噴火は、ほとんど水蒸気爆発で泥流を発生しやすく、山頂噴火のほか山腹でも噴火し、火口の南東側面にも下堀爆裂火口、北側面に中尾峠爆裂火口がある。現在は、活動を休止しているが、山頂火口の一部で噴気が続いている。また、アカンダナ山は溶岩ドーム、溶岩流、火碎流によって形成された火山で、北側に隣接する白谷山火山や焼岳火山とともに焼岳火山群を形成する。活動年代は不明であるが、現在のところ、焼岳にみられるような噴気活動は観測されていない。

第2 社会的条件

1 人 口

本市の人口は、平成18年1月、大町市、八坂村、美麻村の1市2村の合併により、新たな大町市が誕生し、25,262人、12,002世帯（令和7年1月3日現在、住民基本台帳に外国人登録を含めたもの）となっている。

年齢別人口をみると、65歳以上の高齢者人口が9,886人となっており、高齢化が進んでいる。

2 建 物

本市の建物棟数は、住家と非住家をあわせ27,818棟で、そのうち木造建物が21,133棟、非木造建物が6,685棟であり、木造建物が約76%と大半を占めている。

建物が集中する市街地では、古くからの木造建物が密集している反面、近年は、非木造建物が増加し、建物の高層化も進んでいる。また、市域南部では大型商業施設や、一般住宅等の建築が増加している状況である。

3 道 路

本市の道路は、市域の西側で市街地を経由し国道147号と148号が南北に通っており、東側には犀川と並行して国道19号が南北に通っている。それらを県道、市道がつないでいる。

市街地から北方面への国道148号は地形的な制約もあり、複数の路線は確保されておらず、事故や災害により遮断された場合、代替え道路が無い状況にある。

また、国道19号においても、犀川の溢水や災害が発生した場合の代替え道路が無い。

4 交通機関

市域には東日本旅客鉄道株式会社の大糸線が運行されており、重要な生活、観光路線となっている。

また、アルピコ交通株式会社、株式会社関電アメニックス北アルプス交通により路線バスが運行されている。

なお、本市は積雪寒冷地のため冬期間の路線確保が重要となっている。

第3 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、核家族化、国際化、高度情報化等社会構造の変化により、災害に対するぜい弱性が高まり、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応が図られるよう努める。

- (1) 都市化の進展に伴い、危険地域への住居地の拡大等がみられるため、市街地開発事業等による災害に強いまちづくりに努めるとともに、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、建築物等の安全確保対策を講ずるよう努める。
- (2) 要配慮者の増加に伴い、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等、防災の各施策の展開にあたっての配慮が必要となる。
- (3) ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大が見られ、災害発生時におけるこれらの被害は、市民生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これらの施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。
- (4) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が見られる。このため、コミュニティ、自主防災組織等を強化するとともに、多くの市民の参加による定期的防災訓練の強化や、防災思想等の普及の徹底に努める。

第5章 過去に発生した災害の特性

第1 地震災害

これまでに、県内では震源が浅い地震による被害が比較的多く発生し、762年（M不明）と841年（M6.5以上）に大きな被害を及ぼした記録があり、762年の地震は美濃、飛騨地方にも被害が及んでいること等から、糸魚川-静岡構造線断層帯の1,200年前の活動に該当する可能性がある。

県内の活断層で発生した地震としては、1847年に信濃川断層帯で発生し、長野市付近から飯山市周辺まで、地表に断層運動によるずれが生じた善光寺地震（M7.4）がある。この地震による被害は、現在の新潟県上越市付近から松本市付近に至る地域に及び、死者は当時の松代藩領で2,695名、飯山藩領で586名、善光寺領で2,486名であった。また、全国から善光寺への参詣者7,000名から8,000名のうち生き残った者は約1割とも言われている。更に、各地で多数の家屋の倒壊や多数の山崩れも生じた。そのうち、空虚藏山の崩壊は犀川をせき止め周辺の村を水没させ、後に決壊し下流部で洪水による大きな被害が生じた。

1714年（M6 1/4）、1853年（M6.5）、1858年（M5.7）には大町市以北の北安曇郡や長野市付近等で被害が生じた地震や、諏訪市付近で1725年（M6～6.5）に高遠城の破損や家屋倒壊等の被害が生じた地震、松本市付近で1791年（M6 3/4）に松本城の堀が崩れる等の被害が生じた地震も発生している。県南部、静岡県や愛知県との県境付近では、1718年（M7.0）に遠山谷の地震とも呼ばれる地震が発生し、死者、家屋倒壊等のほか、山崩れで遠山川がせき止められ、その後の決壊により下流で被害が生じる地震が発生している。

明治以降においても、信濃川断層帯周辺や大町市周辺ではM5～6程度の地震が発生している。1918年の大町地震（M6.1、M6.5）では家屋の全半壊等の被害が生じ、1941年の長野市付近の長沼地震（M6.1）や、1943年の野尻湖付近の地震（M5.9）でも死者や家屋の全壊等の被害が生じた。また、長野市松代周辺では1965年に活発な群発地震活動、上田市周辺でも1912年（M5.1）、1986年（M4.9）に小被害を伴う地震が発生し、1984年の長野県西部地震（M6.8）では、御嶽山の南側で大規模な斜面崩壊と土石流により、死者・行方不明者29名、13棟の建物が全壊する等の被害が生じた。震源域には活断層は知られておらず、地表の断層運動によるずれは現れなかったが、地殻変動等の観測から地下にある東北東-西南西方向の断層（長さ十数km）が約1m右横ずれを起こし地震が発生したと考えられている。なお、大町市の北では1986年にM5.9の地震が発生し家屋への被害が生じた。

1891年の濃尾地震（M8.0）、1964年の新潟地震（M7.5）等のように周辺地域で発生した地震により被害を受けることがある。南海トラフ沿いの巨大地震である1854年の安政東海地震（M8.4）では松本や当時の松代藩で死者、家屋の倒壊や焼失等の被害が生じ、1944年の東南海地震（M7.9）、1946年の東海地震（M8.0）によっても県内で家屋の全壊等の被害が生じた。更に、相模トラフ沿い巨大地震である1923年の関東地震（M7.9）でも家屋の全壊等の被害が生じた。

第2 風水害

しゅん険な北アルプスから流れ出る高瀬川、鹿島川、篭川、乳川等の河川は、複雑な地形に起因する集中豪雨とあいまって、本市ではしばしば大水害が発生してきた。

また、東山周辺においては河川の幅が狭く急勾配なため、短時間のうちに増水し河川の流域を削り、橋を流失させる等の被害を拡大させている。これは地質が脆く、地形が複雑であることの一因となっている。

加えて、近年はゲリラ豪雨とも呼ばれる、予想が困難な局地的かつ集中的な降雨による被害も多く発生している。

過去において、市域に大きな被害を与えた風水害は、資料1「被害年表」のとおりである。災害発生の気象条件の特性としては、前線に伴う豪雨と台風の進路による影響によるものとがある。

1 前線の影響による豪雨

梅雨期や秋雨期には、前線が本州付近に停滞し、台風や低気圧の通過に伴い、南方の著しく湿った空気が運び込まれることによって、市域に大雨を降らせることがあり、水害発生の直接的要因となるため、厳重な警戒が必要である。

昭和44年8月の梅雨前線による集中豪雨では、河川の急激な増水により高瀬川、籠川、鹿島川をはじめ市内各地で大水害を引き起こした。堤防決壊、土砂くずれにより水田、家屋、道路橋梁等が被災し、特に、収穫期をひかえた農家の打撃は大きく、市内の水田48.9haが流失した。

高瀬川では大規模な土石流が発生し、葛温泉の旅館3軒が流失、埋没し、ほぼ完全に消失する等の被害が発生し災害救助法が適用された。なお、この豪雨災害を受けて建設省(当時)の大町ダムが建設され、現在、ほとんど洪水の心配はなくなった。

2 台風の進路による影響

気象条件、地形的条件等によって、個々の台風の接近、通過の様相は異なり、各所に災害をもたらしてきた。市域に特に影響を及ぼす台風を経路によって大別すると次のとおりである。資料1「被害年表」

(1) 県の西側に接近して北東へ進む場合

主として風による被害が多く発生する。

また、県南部、西部の山沿いに局地的な大雨をもたらすことがあり、河川の増水に対する警戒が必要である。

(2) 県の南側に接近して東へ進む場合

大雨及び北よりの暴風が予想され、風水害が発生する。河川の増水、崖崩れ等に対する警戒が必要である。

(3) 県を縦断又は接近して北上する場合

台風の吹き返しがあり、風水害の発生が予想される。河川の増水、崖崩れ等に対する警戒が必要である。